

平成27年9月2日

子どもの医療制度の在り方等に関する検討に当たっての意見
(自己負担の在り方について)

法政大学教授 小黒一正

- 医療保険制度における自己負担について、自治体の判断により負担割合を引き下げるとしても、一律の引下げではなく、低所得者や資産を有しない者など、真に支援が必要な者に限って負担割合を引き下げることが適当と考える。

このため、28年1月から順次利用が開始されるマイナンバーを活用し、自治体において、真に支援が必要な者を把握する仕組みについて検討していくことが必要ではないか。

- 自己負担の在り方を検討するに当たっては、様々なエビデンスに基づき議論を進めていくことが必要。

例えば、自己負担の減免が、頻回受診や多剤・重複投薬のインセンティブ、あるいはジェネリック使用に対するディスインセンティブをもたらすなど、貴重な医療資源の無駄遣いを招いている可能性があるのではないかと考えられる。

今後の検討に当たっては、こうした点などについて、より詳細なデータ（例：年齢階層別の頻回受診や重複投薬、ジェネリック使用割合等の状況）を提示していただくことが必要ではないか。

- 国保の国庫負担の調整措置については、地方単独事業による自己負担の減免に伴い増加する医療費分について、広く国民全体で賄うのではなく、その自治体の負担で賄うという考え方は適切なものとする。

一方、この国庫負担の調整規模は、給付率と医療費の関係式（長瀬式）を踏まえて設定されているが、今般の検討に当たっての前提として、この長瀬式の妥当性について検証することが必要ではないか。